

多田小学校PTA内規

1 PTA 会費会計規定

(1) 慶弔規定

- ① 児童が死亡した場合は香典として 10,000 円と櫛、またはそれに相当するもの。
- ② P T A 会員が死亡した場合は香典として 5,000 円と櫛（生花）、またはそれに相当するもの。
- ③ P T A 会員または児童が天災、人災その他事故にあった時は、総務会で決定する。
- ④ 会員以外で弔費が必要な場合は、総務会で審議し決定する。
- ⑤ 教職員の一親等の死亡の場合の香典は 5, 0 0 0 円とする。

(2) 旅費規定

- ① 役員が P T A 活動に関して研修会・講演会に出席する出張の場合のみ旅費を支給する。
- ② 学校を基点として、公共の交通機関を利用した出張先までの往復の実費を支給する。

(3) その他への対応

- ① P T A 主催の行事への参加、記念品の配布などについては、その都度検討する。かかった費用についても検討し、個々に請求するものとする。

2 役員選出規定

(1) 規約第 15 条 1 項に則り、対象者より選出する。

(2) 総務役員選出について

- ① 役員を選出に際しては全会員に立候補の受付期間を 1 0 日間(但し、土・日・祝を含む) 設け公示する。立候補のなかった役職については受付期間の延長をすることができる。グループでの立候補があれば優先とする。但し、グループ立候補には会長を含むこととする。
- ② 立候補が定数以内の場合はそのまま選出され、定数を超える場合は会合の場を設け選出する。
- ③ 立候補の申し出がない場合は、不足人数の選出を次の通り行う。
 - (イ) 総務部・選挙管理委員が対象者より、厳正なる抽選によって会長→副会長→書記→会計の順に決定する。但し、選挙は公正で開かれたものであること。
 - (ロ) 兄弟姉妹で在籍の場合、在籍する児童人数分、候補対象者となる。

(3) 学年部・専門部の選出について

各専門部部長、委員長、2年任期の役員については、役員経験回数を問わず立候補を受け付ける。

各専門部部長、委員長、2年任期の役員が内定した場合は、その人数を差し引いた役員数の選出を行う。

部長・委員長については、各専門部・委員の役員の選出後、部内・委員内の承認を以って確定とする。

イ) 学年部の選出について

- ① 対象者より必要数の役員を選出する。
- ② 学年部役員より、学年部長・副部長を互選する。

ロ) 専門部の選出について

- ① 対象者より必要数の選挙管理委員、献血委員を選出する。
- ② それぞれの専門部ごとに部長・副部長を互選する。

ハ) 部長・副部長・一家庭サポートリーダー以外の愛護部は各地区より選出する。但し、校区外地区は除外する。(R3年度より実施)

- ① 地区分けは次のとおりとする。

矢 間 若干名	西多田 (西多田団地を含む) 若干名
新 田 若干名	多田院 若干名

- ② 部長1名・副部長1名・一家庭サポートリーダー2名以外の愛護部員16名はそれぞれの地区内の各登校ルート of 地区長を担当する。(R3年度より実施)

二) 会計監査の選出について

- ① 会計監査は前総務役員より(1名)を選出する

ホ) 選挙管理委員について

- ① 総務部(教職員を除く)役員は、委員を兼任する。
- ② 委員の中から委員長・副委員長を互選する。書記は全学年より若干名選出する。
- ③ 委員は、役員選出の際に必要な開票および会合の進行を行う。

ヘ) 「川西市青少年補導委員」「川西市社会福祉協議会福祉委員」

「川西市人権啓発推進委員」は協力運営委員となる。

3 一家庭サポート規定

(1) 全家庭を対象とし、年に数回、見守り活動を含めて十回以内の活動とする。

(2) 活動は5月から開始し翌年4月までを一年とする。(6学年は3月まで)

(3) 活動内容詳細については、総務会・運営委員会で決定する。

但し、役員活動に従事する(総務役員・学年部・専門部・協力運営委員)

役員期間の一年間、一家庭サポートを免除とする。また会長経験者は一家庭サポートを免除とする。

この内規は運営委員会で改正することができる。